



無料耐震診断の判定値によって**4つの補助制度**を設けています。

| 種 類                      | 条 件  |
|--------------------------|--|
| 耐震改修費補助<br>(上限100万円)     | 判定値1.0未満と診断された住宅を判定値1.0以上とし、かつ、1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点の最も低い数値に0.3を加算した数値以上とする耐震改修   |
| 簡易耐震改修費補助<br>(上限30万円)    | 判定値0.7未満と診断された住宅を、判定値0.7以上1.0未満にする耐震改修   |
| 解体費補助<br>(上限20万円)        | 判定値が0.7未満と診断された延べ床面積30㎡以上の住宅1棟全てを解体し、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するもの |
| 耐震シェルター設置費補助<br>(上限25万円) | 判定値が0.7未満と診断された住宅  |

**注意) 全ての補助について、契約及び着手前に申請が必要です！**

《判定値とは》

各階、各方向について、保有する耐力が必要耐力の何倍あるかのことで、各値の最も小さい数値が建物の判定値となります。

|     |               |            |
|-----|---------------|------------|
| 判定値 | 1.5 以上        | 倒壊しない      |
|     | 1.0 以上 1.5 未満 | 一応倒壊しない    |
|     | 0.7 以上 1.0 未満 | 倒壊する可能性がある |
|     | 0.7 未満        | 倒壊する可能性が高い |

※震度6強から震度7クラスの大規模な地震に対して倒壊の可能性を判定します。

【相談・申込み窓口】〒491-8501 一宮市本町2丁目5-6 本庁舎7階

一宮市まちづくり部 住宅政策課



**電話 (0586) 85 - 7010 (直通)**

**『空き家の適正な管理は、所有者や管理者の責務です！』**

空き家を含む全ての建築物は、所有者や管理者が自らの責任において管理すべきものです。しかしながら、近年、管理が不十分な空き家が増えています。

平成27年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、老朽化等で隣接地など危険が及ぶ場合や景観や衛生、生活環境を損なっているなどの問題のある空き家（特定空家等）の所有者に対して、地域の生活環境の保全を図るために、市町村が立入調査及び指導、勧告、命令、行政代執行の措置ができるように定められました。

勧告を受けると税金軽減措置の対象外となり、固定資産税等の優遇が受けられなくなりますので、空き家をお持ちの方は適正な管理に努めてください。